

(別紙)

第2回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議

日時 平成25年7月1日(月)

事務局：それでは、定刻となりましたので、これから第2回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。

本日、事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願いたします。それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

本日は、お忙しい中、第2回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。おかげさまで、我々、通常国会も無事終了をいたしました。県そして市町村においても、議会が終了されたと聞いております。これから、知事や市町村長の皆様とともに、この課題に、より一層精力的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

各市町村におかれましては、指定廃棄物の保管にご尽力をいただきまして、感謝を申し上げます。また、前回の会議では、大変熱心にご議論をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日の会議は、県及び市町村のご理解のもと、群馬県の指定廃棄物の早期の処理を進めるために、非常に重要な会議になると考えております。本日は、5月に有識者会議で了承をいただいた選定手順などの案について、まずご説明をさせていただき、ご理解を深めていただきたいと思います。

また、前回、この会議の場で各市町村の皆様から提出していただいたご意見に対する回答もお示しをさせていただきます。

なお、指定廃棄物を県内に処理するとの基本方針について、群馬県以外の市町村長会議で一部の市町村長から意見がありました指定廃棄物を福島県に集約して処分すべきという考え方につきましては、福島県から改めて拒否する旨を確認をさせていただきまして、6月20日に記者発表をさせていただいたことをご報告いたします。

いずれにいたしましても、本日の会議におきましては、ぜひ建設的な議論を通じて一つ一つ課題を解決し、群馬県の指定廃棄物の早期の処理に向けて議論を前に進めさせてい

ただきたいと考えております。

今後大澤知事さんを初め、県内の市町村長さんのご協力を得ながら丁寧に手順を踏みつつ、着実に前進できるように取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：続きまして、大澤群馬県知事からご挨拶をお願いいたします。

大澤知事：本日は、ご多忙の中、第2回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席を賜りまして、大変ありがたく感謝申し上げます。また、常日ごろより市町村長の皆様方には、群馬県政の運営に当たりまして、格別なご協力をいただいておりますことに重ねて感謝を申し上げるところであります。

また、本日は、井上環境副大臣、また、秋野環境大臣政務官におかれましても、本日の会議の主催者といたしまして、遠路、群馬までお越しいただきまして、お礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理につきましては、本県では、4月19日に県内全市町村からのご出席のもと、初めての市町村長会議が開催されたところでございます。その中で、最終処分場の安全性、候補地選定手順等について、環境省より概要の説明を受け、各市町村長の皆様からご意見をいただいたところでございます。また、この間、国の有識者会議が開催されまして、候補地選定手順等について具体的な検討が行われたと聞いております。

本日は、環境省より有識者会議の検討結果を踏まえた選定手順の説明をお伺いし、さらに議論を深めていただければと考えております。県内の指定廃棄物の円滑な処理が進みますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、ここで出席者をご紹介します。まず、群馬県からは、ただいまご挨拶をいただきました大澤知事を初め、吉川副知事にご出席をいただいております。

吉川副知事：よろしくお願いいたします。

事務局：次に、環境省でございますが、ご挨拶いただきました井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願いいたします。

事務局：秋野環境大臣政務官でございます。

秋野政務官：よろしくお願いいたします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと思います。表紙に配付資料の一覧をつけております。

1枚目は議事次第でございます、2枚目が出席者名簿でございます。3枚目が配席図でございます、続きます資料の1-1が選定手順等についてということでございます。続きます資料の1-2が市町村長会議でご議論いただきたい事項でございます。

資料の2が各市町村長からのご意見等に対する回答についてということで、最後、資料3が今後の当面のスケジュールについてということでございます。

本日の配付の資料は以上でございますが、不足等ございましたら事務局のほうまでお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております各市町村長様の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿の記載のとおりでございますので、大変恐縮ではありますが時間の関係上、改めての紹介は割愛させていただきますので、ご了承願います。

また、本日の会議は、マスコミの方の同席を可能としております。ここでマスコミの方へのお願いでございますが、この後のカメラ撮りにつきましては、ご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。また、取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。すみません。カメラ、以降は、退場お願いいたします。

本日は、16時までの会議となっております。円滑な進行にご協力いただきますよう

よろしくお願いたします。なお、これからの議事進行は、秋野政務官が務めさせていただきます。それでは、秋野政務官よろしくお願いたします。

■資料 1, 2, 3 について説明

秋野政務官：環境大臣政務官の秋野公造でございます。本会議の進行を務めさせていただきます。座って進行をさせていただきます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。議題 1 の指定廃棄物処分等有識者会議における検討状況。そして、議題 2 の各市町村長からのご意見等に対する回答について、資料 1 から資料 3 をまとめてご説明させていただきます。

梶原部長：廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。

資料 1-1 をまずお開きをいただきたいと、こういう資料でございますけれども横版のものでございます。本件につきましては、具体的に有識者会議でご審議して賜ったものは、資料 1-2 になりますけれども、この 2 枚目以降がこれに該当する案でございますが、非常に字の多いわかりにくい資料になっておりますので、この資料の 1-1 を使ってご説明をさせていただければと思っております。

また、1 枚おめくりいただきまして、下のページでございます。今後の指定廃棄物等の最終処分場候補地の基本的な考え方、流れについて書いてございます。まず、前回の市町村長会議でご説明申し上げましたとおり、遮断型と言いますが、コンクリートの大きなしっかりとした箱を使って水が漏れないようにする。あるいは、耐震設計をしっかりといたような構造のものを造り、維持管理をする。しっかりとモニタリングをしながら維持管理をしていくということでございますけれども、そういう前提に立った上で候補地の選定でございますが、まず第 1 段階としまして、安全等の確保に関する事項でございます。安全等に、例えば、自然災害のおそれがあるような地域を避けることによって、まず安全等に万全を期す、あるいは貴重な自然環境の保全とか史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすようなおそれを除外する。

第 2 段階といたしましては、地域特性に配慮すべき事項。各地域、例えば、群馬県におきまして、ここは避けるべきであるということで、市町村長会議におきまして、建設的な方向で合意されるようなものについては最大限尊重する。

その次、第3段階でございますけれども、自然度、あるいは生活空間の近接状況、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況等から見まして、候補地として望ましい土地を安心等の観点から理解を得られやすい土地ということで選んでもらうということでございます。

その上で、絞り込まれたものにつきまして詳細調査を実施していく。これにつきましては、ボーリング等によりまして地域の地盤、地質、地下水等の調査を行って、その評価を行っていくということでございます。

第5番目のステップでございますけれども、そういったような詳細調査の評価結果も踏まえた上で、この市町村長会議におきまして、最終的な候補地を提示させていただきたいと考えております。なお、この提示の方法につきましては、こういったような段階で提示をするのかということにつきましても、この市町村長会議にお諮りしながら進めてまいりたいと思っております。具体的な手順をご説明申し上げたいと思っております。

1枚おめくりいただきたいと思っております。4ページでございます。先ほどの考え方が若干詳細に書いてございます。本ページの(1)でございますけれども、今日の作業でございますけれども、ここで、選定手順・評価項目案・評価基準案についてご説明し、ご議論いただいた上で、私どもがその意見を踏まえて責任を持って決定をした上で、(2)以降の作業に入ると。まず、安全等の確保できる地域を抽出ということでございます。

恐縮でございますが、2枚おめくりいただきまして、8ページをご覧いただければと思います。繰り返しになりますけれども、前提として、適切な構造の施設を建設することでございますけれども、自然災害の恐れのある地域、あるいは貴重な自然環境の保全、あるいは史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれのある地域を除外するというものでございます。

下のページを見ていただきたいのですが、まず安全という点で自然災害ということでございますが、枠の中にあります地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、それと陥没という視点に立って自然災害を考えていきたい。その枠の下にありますけれども、液状化でありますとか、あるいはどの地域でも発生する可能性のある自然災害。これにつきましては、そういう視点で見るのではなく、例えば台風でありますとか、台風の結果として土砂崩れが起りやすいといったようなところで、土砂崩れを見ていく。台風ということを見ないで、台風の結果として起り得る土砂崩れとか洪水を見ていくといったような考え方でございます。

最後、もう1枚おめくりいただきまして、10ページと11ページ、実際にどういっ

たような地域を除外するのか。例えば、一番上にまいりますと、地すべりという項目がございます。これは、地図情報という形で国土交通省にて整理されております、地すべり危険箇所に関するエリアを除く、あるいは地すべり地形箇所に関する該当するエリアを除くといったようなことでございます。それぞれどういう資料を使ってこの地図上から除いていくのかということについては、右のデータでございます。斜面崩壊につきましては、砂防指定地、あるいは急傾斜地崩壊危険区域に該当するエリアを除くといったようなことでございます。

自然環境につきましては、もう1枚おめくりいただきまして、12ページでございます。12ページでございますように、例えば、自然公園の特別地域に該当するエリア、自然環境保全法の原生自然環境保全地域に該当するエリア、あるいは鳥獣法の特別保護地区に該当するエリア、保護林、あるいは緑の回廊、レクリエーションの森といったようなところを除くといったようなことでございます。

下のページ、13ページでございますけれども、史跡・名勝・天然記念物といったようなものにつきましては、例えば、移設等ができないということでその地にあるもの、そういうものについては、施設を造りますと、それ自体を壊すことになる。あるいはそれ自体の上に造ることになるということになりますので、そういったようなものは除外をするということでございます。

大変恐縮でございますけれども、5ページにお戻りをいただきたいと思っております。

(3) ということで、2番目のステップでございます。地域の特性に配慮すべく事項を尊重した地域の抽出でございます。最終処分場等の整備に向けまして、建設的な方向で合意されます地域特性ということがあれば、それには配慮をさせていただきたいと思っております。

具体的には、その地域、群馬県の特有の自然災害が存在する、あるいは貴重な自然環境等が存在するという、また安心して特に配慮すべき地域特有の要件があるということで、この市町村長会議で合意をされる場合については、これを最大限尊重してまいりたいというふうに考えております。

(4) でございますが、その上で、利用可能な国有地を基本として、実際に場所を抽出していきたいというふうに考えております。利用可能な国有地を基本とするということをお願いしたけれども、この市町村長会議において、例えば、県有地、市有地などの公有地、あるいは民有地も対象と考えてほしいという話があれば、そういったような土地

も検討の対象にしていききたいというふうに考えております。

また、（４）の２番目の点でございますが、この場所は除いてということで、除いた後に必要な面積を確保できる土地を探すということでございますけれども、そうではなくて、逆に、例えば、こういったような土地を優先して最終処分場等の用地として、候補地として考えていくべきであるといったような方向で一定の理解が得られるような場合につきましては、そういったような考え方を最大限尊重していききたいというふうに考えてございます。それで、一定の土地、傾斜度が１５パーセント未満の土地でございますけれども、抽出をして空中写真並びに現地確認でそのような土地であるのかどうかということを確認しながら適地を抽出させていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、この次の項目でございますけれども、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定ということで、評価項目といたしましては、自然度、生活空間との近接状況、水源、この場合は水道水源と農業用水の水源ということでございますが、水源との近接状況、指定廃棄物の保管状況から見て、より望ましい土地を絞り込んでいききたいと思っております。

後にまたご説明申し上げますけれども、絞り込みに当たりましては、幾つかの方法がございます。○×評価方式と総合評価方式を組み合わせる最終的な候補地を選定していききたい。それで、アクセス性や土地の権利関係につきましては、補足的な評価事項として整理をしていききたいということでございます。

１４、１５ページを開いていただきたいと思います。１４ページのほうでご説明を申し上げたいと思います。先ほど申しました自然度でありますとか、水源との近接状況といったような項目がございますけれども、評価の考え方としては、自然度は植生自然度。これは、１から１０まで、どこまで人の手が加わっていない植生があるのかということの評価がなされております。これは、地図情報でそういった評価がされているということで、それを活用していくということでございます。

（２）、（３）の近接状況につきましては、距離で考えていきたい、指定廃棄物のほうは、保管量で考えていきたいと思っております。評価方法としては３つぐらい有識者会議で議論されております。

１つは○×評価方式。これはどんなものかと言いますと、例えば、水道水源と近接状況を距離で評価をすると申し上げましたが、例えば５００メートルという線を引きます。別に５００メートルでなくてはいけないということではないのですが、５００メートルで線

を引いて、それよりも遠いところは例えば○にする、それ以外のところは×にするといったようなやり方で、○の多いところ、つまり今のところでいくと、500メートル以上離れているところは○というふうな形で、そういったような項目で○が多いところで点数をつけていくというようなやり方でございます。

相対評価というやり方は、例えば、水道水源の距離ということでいきますと、10メートルのところから3キロメートルのところまで間に20個あるとします。そうすると、例えば3キロメートルのところ、一番遠いところについては20点にすると。一番近い10メートルのところは1点にするとか、こういったようなやり方。逆の点数のつけ方で1点のところを20点にして、10メートルのところを20点にして、3キロメートルのところを1点にするということ、そういう捉え方があるのですが、そういったような整理をする。

あるいは、総合評価方式というのは、距離で見ますと、200メートル、500メートル、1キロメートルということで複数の線を引いて、例えば100メートルの場合は1点。500メートルの場合は2点。500メートルから1,000メートルのところは3点といったような、1つの基準に複数の評価を加えて点数をつけるという、若干難しいやり方でございますけれども、より丁寧な評価ができるというやり方でございます。

専門家会議におきましては、14ページの一番下にございますように、まず候補地が非常に多い場合は、○×評価で絞り込みを行って、ある程度絞り込んだ上でこの丁寧なやり方になります総合評価を行うということが考えられるのではないかという専門家のご指摘をいただいているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、16ページを見ていただきたいと思います。先ほど自然度は、植生自然度の10段階で評価をするということを申し上げました。自然度の低いほうが候補地として高い評価を受けるということでございます。水源との距離、これは水道水源、水道用水、農業用水の取水点を対象にする。これが地下水になっている場合については、取水施設からの距離で評価をする。生活空間との距離については、住居のある集落、複数住居から構成される集落を対象にして行う。これは平成22年度の国勢調査の結果を対象として使って行いたいと考えています。

過去の指定廃棄物の保管状況につきましては、市町村内の中の保管の有無、それと保管量を比較して評価をするものでございます。ここで1点、前回の市町村長会議でもご意見があったものでございますけれども、例えば、たまたまそこに保管はされているけれど

も、その保管は、ものが出てきた原因は、その保管した市町村のだけではないといったようなところがあります。

具体的に言うと、例えば、水道水の浄水場から出ている場合、その市町村だけが給水区域である場合は、受益を受けている市町村はその市町村だけでございますから、その市町村にカウントするということになりますけれども。例えば、広域的に行われている場合で、5つの市町村に給水が行われている、そういう場合は、その給水量に応じて5つの市町村にそれぞれそこで保管されているということでカウントするというやり方もございます。

下水道の場合は逆でございます、給水ではなくて、そこに流域下水道の処分場があって、ほかの市町村から汚水、あるいは雨水が来ているということになりますと、たまたまその下水処理場から出ておりますけれども、そこでカウントをするのではなくて、汚水・雨水が集まってくる量に応じて分配をしてそこで保管されているとカウントするやり方もあると。これについても市町村長会議のご意見を賜って決めていくべきであるというふうに考えております。

1 ページをめくっていただきまして、18 ページ、19 ページにつきましては、先ほど言いました〇×評価とか相対評価とか総合評価のやり方について書いてあるものでございますけれども、1 点だけご説明したいのは、18 ページ、上のページの一番下でございます。〇×方式にしましても、相対評価方式にしましても、総合評価にいたしましても、例えば、先ほど4つの項目があると申し上げましたけれども、4つの項目ごとに重みづけをするというやり方があります。

例えば、保管状況については、これは非常に重視すべきであるから、ほかの項目の倍の点数をつけて評価すべきである、逆にこれは、ほかの項目に比べて重視すべきじゃないから半分にするといったようなやり方もあろうかと思えます。

6 ページにお戻りいただきまして、安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定ということでございましたが、その上で、先ほど申し上げました最終的な候補地の提示に先立ちまして、ボーリング等による調査を行う。このボーリング調査につきましては、有識者会議の先生方による現地視察、あるいは安全性の評価を行っていただいて、最終的な候補地の選定は環境省が行いたい。これで、例えば、1カ所を提示すればよいのか、複数箇所を提示すればよいのかといったようなことにつきましては、この市町村長会議でご審議していただいて、その検討を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。これが有識者会議でご検討いただき、これで市町村長会議の意見を聞くべしと言われた手順

でございます。

資料の1-2縦書きの資料でございますが、この資料の1ページ目だけをご説明を申し上げたいと思います。資料1-1のご説明の中でも申し上げましたけれども、最終的な手順、基準等を決めていくに当たりまして、ぜひご議論を賜ればと思う項目を5つ挙げてあります。

まず、候補地の選定手順案について、全体の流れはこれでよろしいかどうかという点でございます。

第2番目については、候補地から除外をするということで、自然災害のおそれのある地域とか、あるいは貴重な自然、史跡、名勝といったようなことを申し上げましたけれども、評価項目及び基準はそれでよろしいかどうか。

3番目でございますが、地域特性を踏まえて、ぜひ群馬県の特徴として考えるべきであるということがあれば、それについてどんなものがあるかといったようなことをご議論賜ればと思います。安心等の項目につきましては、特に重視すべきものがあるのかどうか、あるいは項目間で重みづけをするべきかどうか。

また、保管量のところにつきましては、今、保管をいただいている市町村においての保管だという形でよいのか、あるいは受益をしておられる他の市町村にも分配した形でカウントするのがよいのかどうかといったようなこと。

最後でございますけれども、提示方法につきましては、選定プロセスについて合意していただいた上で、その作業は私のほうが進めて1カ所を提示するというところでよろしいのか、あるいは複数箇所という提示というものがあるのかどうかといった点でございます。

ちょっと長くなっていますが、資料2に移らせていただきたいと思います。1枚おめくりいただければと思います。本件は、前回この場でご指摘をいただいたことをその後文書でご質問、ご意見をいただいたものを両方に書いてお答えをしているところでございます。

詳細につきましては、13ページ以降に書いてございますけれども、そのうちの主要なものにつきましては、この2ページ以下でご説明を申し上げたいと思います。

まず、第1でございます国の責任において、安全な場所で処理するよう求めるということでございます。最終処分場の安全性につきましては、国が責任を持って確保してまいりたいということでございます。有識者会議でもご指摘等されておりますけれども、一時保管は、ある意味、緊急処置的なものでございまして、放射線、あるいは放射性物質の外

部漏出に対する長期の安全性を確保するという意味での最終処分場の整備が必要だと考えています。地元のご理解とご協力がなければ進みませんので、皆様方のご意見をしっかりと受けとめながら、手順を踏んで着実に進んでいきたいというふうに考えています。

2番目、下のページでございますが、自治体で発生したものを各自治体が処理し分散化すればよい、あるいは最終処分場の建設場所は、県内1カ所での集中型が望ましいけれども、複数への分散型も含め、国と候補自治体との話し合いに任せるといったようなご意見です。私どもといたしましては、県内で集約して最終処分場等を設置することが、安全な管理の実施あるいは用地確保といったような観点から適当ではないかというふうに思っております。そういう意味におきまして、県内1カ所で集約して設置することが適当だとは考えております。

しかしながら、この市町村長会議の場を通じて、発生をした市町村ごと、保管をしておられる市町村ごとでの分散処理が現実的であるといったような方向で合意形成がなされるのであれば、その点は尊重して取り組むことといたしたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、施設の安全性についてということでございます。住民の健康、環境の担保、風評被害について、責任を持って意思表明を文書にするとか、その有無についてお伺いしたいということでございます。住民の健康、あるいは環境に及ぼす影響の防止、風評の被害の未然防止については、国が責任を持って対応してまいりたいと思っております。特に安全性につきましては、有識者会議におきまして了承していただいた先ほどご説明した手順案に基づきまして、自然災害を考慮して、安全な処分に万全を期するというために避けるべき地域は避けるということにしております。

また、下のページでございますけれども、前回ご説明をし、さらに今回もこの資料の後ろのほうに参考資料としてつけてございますけれども、地下埋設型のコンクリート構造物で二重のコンクリート壁とし、その表面をライニングにてコンクリートを保護し、またセシウム等の吸着性が高いベントナイト混合土による遮断層の設置などをしまして、何重もの漏えい防止、あるいは放射能の遮へいというものをやりつつ、さらには維持の点でもしっかりしながらモニタリングもし、何かの異常があれば、即対応できるような体制をとりつつ行っていくということでございます。それによって住民の健康や環境への被害を防止できると考えております。

風評被害につきましては、まずそれを発生しないという意味で、例えば施設の整備に先立ちまして、現地の空間線量のモニタリング、さらには施設の設置後のモニタリングと

いったようなことをしながら、きちっとデータを全て開示し、また施設の安全性についてもしっかりと公告、情報を公表し、未然防止にも務めていく。これが一番肝要だと思っております。

その次の7ページでございます。県内指定廃棄物の保管市町村は、6市1村あります。これは、先ほど言いました現在保管をしているということで、受益をしておられる市町村のカウントは入っておりません。現在、保管をしている市町村6市1村を優先的に処分施設の候補地として考えてほしい。あるいは、指定廃棄物保管自治体以外の自治体に候補地を選定することについては、適当かどうか考慮した上で調整をしてほしい。県の水道施設での取水により、たまたま本自治体に保管されているもので、その水の利用率は、本自治体よりも下流域の市町村が主体である。

したがって、最終処分場の選定は、降り注いだ上流域や下流域の上下水道及び下水道の利用を含めた、多角的な視点に立って方針を決定いただきたいといったようなご意見をいただいております。私どもとしては、先ほどご説明しましたように、安心等の地域の理解が得られやすい土地を選定するという視点から、指定廃棄物の保管状況を評価項目の1つとして挙げております。

ページをおめくりいただきまして、この評価方法のあり方といたしましては、先ほどご説明しましたように複数の市町村が受益する広域的な事業の場合、現在保管をしている市町村だけでなく、受益している市町村に応分に割り戻す方法もあり得るという意見もいただいております。また、県の水道施設で保管されている扱いについても、受益して同じような考えで割り戻すという考え方もあると思います。

9ページでございますけれども、豊かな自然、水源、農作物の生産拠点であることを考慮して候補地から除外をしてほしいと。この件につきましては、施設自体が水を一切排出しない遮断型の構造のものを造るということでご説明を申し上げます。

さらには、その安全性を担保するとの観点からモニタリングを徹底し、異常にも即対応できるようなことで、水源に影響を生じることがないような確認をして進めていくこととしております。また、自然につきましても、貴重な自然環境の保全に影響を及ぼすような地域を除外していきたいと考えております。

1ページをおめくりいただきまして、安心の観点からもさらに水源との近接状況、あるいは自然度を考慮した候補地という点で考えてございます。その他、群馬県内で特に考慮すべきといったようなことが合意をしていただけるのであれば、そういったような点に

つきましても、考慮していきたいと考えてございます。

11 ページでございますけれども、これは、群馬県の各市町村長の方々からいただいた意見というのは書いてないのでございますけれども、他の茨城県でご指摘があった意見ということで、ご説明を申し上げたいと思います。今、指定廃棄物というのは、1 キログラム当たり 8,000 ベクレルを越えるような廃棄物を指定廃棄物としております。

ご存じのとおり放射性物質は、時とともに崩壊をしていきますので、この放射能のベクレル数は減ってまいります。セシウムの 134 では、およそ 2 年。137 では、30 年で半分になります。そういう意味で、8,000 ベクレル以下になったらどうするのといったようなこと、8,000 ベクレル以下になったら普通の廃棄物として処理できるのだから、除外をしてもよいのではないかと、その取り扱いを検討してほしいといったようなご意見があったものでございます。

下でございますけれども、一旦、指定廃棄物となった廃棄物であっても、その後の放射壊変によりまして、8,000 ベクレル以下となったものについては、科学的には、通常の廃棄物処理法に基づきます処理が可能でございます。したがって、もしも指定解除をすることによって、より処理が進むということであれば、それが公益性の高いものというふうに考えられます。それで、また一部の市町村からは、そういった希望もあるというのも事実でございますので、そういったようなことを踏まえれば、今後、指定廃棄物の指定解除要件を検討していくつもりでありますというご説明をしています。

ページをおめくりいただきまして、ただ、その場合におきましても、幾つかの要件があるのではないかとというふうに考えてございます。まず当然のことながら、8,000 ベクレル以下であることが確実であるということがまず第 1 点。第 2 点は、8,000 ベクレルを超えますと国が処理をやります。しかしながら、8,000 ベクレル以下になりますと、指定解除ということで、国が処理するということではなくなるということでございますので、指定を解除された方がきちんと処理先を確保しますといったようなことが確認できるということが必要だと思っております。

また、関係者がいろいろある場合は、その関係者のご了解をとっていただきたいということで、指定を受けた者がもう 1 回、①から③に該当するということを確認させていただきながら、指定解除してほしいといった申し出があれば、それは解除するといったようなことになるのではないかとというふうに考えている次第でございます。

資料の 3 について、ご説明をいたしたいと思います。資料の 3 は 1 枚紙でございます。

今後のスケジュールということでございます。本日、ご説明を申し上げているのは、5月に開きました有識者会議でご議論を賜った選定基準、あるいは選定手順、評価項目・評価基準案についてご説明を申し上げております。また、市町村長会議でのご意見につきましても、この有識者に諮ってご説明をしている次第でございます。

さらに、本日賜りましたご意見を踏まえて、有識者会議を開催してまいりたいと、その結果も、さらにこの市町村長会議にフィードバックをしながら、今後、議論を進めさせていただければと思っている次第でございます。私のほうから説明は以上でございます。長い間ありがとうございました。

■資料1, 2, 3について質疑

秋野政務官：それでは、意見交換に移りたいと思います。

資料の1-1では、最終処分場の候補地の選定手順につきまして、まず1つ目に安全確保から、それから地域の実情への配慮という観点から、それから安心の視点からの評価とこの順番で候補地選定をさせていただきたいという案をご説明させていただきました。

資料1-2につきましては、最初の1ページ目に向け、今日の会議でご議論いただきたいところについて5点、ご説明をさせていただきましたので、これを参考にさせていただきますのご意見をいただきたいと思いますと思っています。

資料2につきましては、前回の市町村長の皆様や、あるいは追加的にいただきましたご意見につきましての回答を指定廃棄物の早期処理の必要性、施設の安全性などの観点から、そういったものを中心にご説明をさせていただきました。4月19日の第1回の会議の冒頭でご説明をさせていただいたものと重複しているものがありますが、ご意見をいただけたらと思います。

先にこの資料2の市町村からいただいたご意見からでよろしければ、こちらからいただきたいと思います。こちらからご指名させていただきますので、市町村名をお伝えいただきましてからご発言をお願いしたいと思います。ご意見はございませんか。どうぞ。

高崎市長：高崎市長ですけど、全体にかぶる意見なので、ちょっとまとめて申しわけないのでですけど3点あるのですが、

1つは、先ほど副大臣の話がありましたけど、新聞報道によりますと、各市町村長が

福島第一原発周辺で処理すべきという意見をいただいて、環境副大臣は今もお話があったようですが、福島県が改めて拒否している、現実的ではないというお答えをされています。そうしますと、拒否すれば現実的ではないというお答えなら、拒否すればよろしいのですか。それが1点目です。

2点目ですけど、先ほどご説明いただきました最終処分場候補地の選定については欠陥があると私は思っているのですよ。1点目は安心等の地域の理解が得られやすい土地の選定の評価項目、指標に何の議論もなく、有識者会議の議事録を見ても余り議論をした形跡もなく、突然4本の柱のうち1本に指定廃棄物の保管状況、保管量の項目が入っているのですよ。

しかも、これかなり大きな基準を、新たにひとり歩きしています。これは勘違いしているのではないかと思うのです、環境省は。保管量が多いというのは、被害が多いというところですよ。それを我慢しているわけですよ。被害が多いところに、さらに加害するという話ですよ。今のこの話は、むしろ蓄積量、保管量が多いということは選定に当たってマイナスの指標だというならまだ私はわかりますよ。プラス・マイナスで両意見あると思いますよ。マイナスの指標で使われるというのならわかりますけどね。議事録見たら議論もないのにそれが上がってきて、でもそれは非常に大きなウエート占めますよ。はっきりした方向性が出るものですから。そういうのはおかしいじゃないかと私は思っているのです。被害者に対してさらに加害すると、こういうことですから、これを取り消していただきたいと私は思っております。

それから、2点目は、この選定手順の評価項目で、ほかに大きな問題点が欠落しているのですよ。自然災害とか、水源と近いとか住民集落との距離が近い、これは当然ですよ。検討すべきことですよ。だけど、それ以外の社会的な条件についてほとんど何も触れていないですよ。

例えば、観光は例示で挙がっていましたがよ。観光に影響があっちゃまずいという。でも、それ以外に挙がってないのですよ。例えば農業はどのような影響があるとか、施設の配置からね。何の議論もなされていない。農業用水の話だけじゃないのですよ。農業は実際被害受けているわけでしょう。現に今でも被害が出て出荷停止になっている地域もあるわけですよ。そういうことに対してほとんど議論がないというのは、私は変だと思っているのです。したがって、評価基準とか項目にそういう農業についての影響をどう考えるかということが入るべきだと私は思っているのです。

例えば、全項目を作り直せというなら、ちょっと激し過ぎるからそこまでは言いませんけど、例えば私は3点で絶対盛り込むべきと思っていますけどね。1つは原発事故の影響で直接農業なんかの被害を受けた地域、現に受けている地域、これは最初から外すわけですよ。それから、2点目に風評被害で現実に被害を受けた地域ってあるのですよ、そういうところも除外する。3点目に、今でも放射線量が市町村によって多少違いますけど、比較的数値が高く出た地域があるのですよ。

今は群馬ではしいたけは出荷停止です。そういう地域があるのですから、そういうところにこういう施設を持って行けなんて、もう無理に決まっていますよ。そういう点の配慮が一つもなされてないのに、この評価基準の項目とおっしゃる。全く欠陥だと私は思っているのですよ。それからもう一つ、3点目ですけど、私ども市町村長会議で話ししていただくのはよいのですが、これは国民に、こういう施設が問題がないんだということをもっと説明してもらわなかったら話にならないですよ。

専門家や国が原発関係を安心だ、安全だと言って国民は信用してないですよ。だから、うんと国民にうんと説明して、そしてうんと報道でもそういうトーンが出てこなければ、どこの市町村だって市民に説明できないですよ。国が説明しないで市町村長が説明しなさいなんて無理に決まっていますよ。そういう努力が私は欠けているのだと思います。

最後になりますけど、ちょっと時間がかかって恐縮ですけど、有識者会議、有識者会議とおっしゃいますけど、私は議事録を全部見させていただきましたけど、候補地選定を考えるにはこの有識者会議は必ずしも適切じゃないと思いますよ。なぜかっていったら、産業廃棄物の処理技術とか放射線の保護とか、地盤やコンクリートとかの専門家でしょう。こういう方々が密閉式だとか遮へい式だとかそういう議論は是非していただきたい、これはもう大事なことですから、していただいたほうがよいと思いますよ。

貴重な会議だと思いますけども、候補地を選定するには有識者じゃないですよ。だって、この有識者会議には農業の専門家も入ってない、地方行政の専門家も入ってない、被害を受けている国民の代表も入ってない、そういう技術的な人たちの会議なのだから、そこで選定会議をやるというのはちょっと無理があるのではと思うのですよ。

だけど、環境省さんに全部、有識者会議の元から断てなんていうことを申し上げるのはちょっとやり過ぎだと私は思いますが、そういうことでなく、やっぱりそういう方々の意見が入る、こういうふうにしていかなくてはいけないと私は思いますが、議事録を見させていただきましたけど、コンクリートの厚さをどうするかっていう議論は随分やってい

ますけどね。この候補地選定の基準なんか聞いたら、環境省さんの事務当局の説明を二、三質問するだけでやっているじゃないですか。ちゃんとした議論をしていませんよ。

だから、そういう進行の仕方を考えていただきたいということで、非常に疑問があると、こういうふうに思っています。

井上副大臣：いろいろ多岐にわたるご質問をありがとうございました。

1点目については私のほうから回答したいと思っています。ちょっと若干舌足らずな言い方だったかもしれませんが、福島県におきましても、やはり福島県内の指定廃棄物については福島県内で処分をさせてくれということで依頼をしております。

それ以外の県外のものについては、福島県は受け入れを拒否しているということでありまして、それは政府が決めた基本方針に則ったことは、やはりなんとかしてぜひお願いをしたいと思っていますが、それ以外の部分については、やっぱり拒否をされているということもありまして現実的ではないと考えている、そういう意味です。

梶原部長：2点目以降をご説明申し上げたいと思います。

まず、保管量の項目があることについてでございます。これは、いろんなご意見があると思います。全般的な意見といたしましては、むしろその保管量が保管されているところについて優先していただきたい。先ほど私が各自治体からのご意見という形で資料をご説明したとおり、むしろ声としましては、そういったところを優先していただきたいという声のほうが実は多くございます。

それで、こういうことで保管量、ただ保管という話について併せて一つご説明を申し上げたところでございますけれども、現在ただいま保管されている市町村に全ての保管量もあるという形で整理をするのか、あるいは公益の公共事業から出てきたものにつきましては分けてやるのかといったような議論もあるということもありまして、それについては皆様のご意見を伺うということにさせていただいているところでございます。

それ以外に、観光とかいろんなものがあるのではないかとのご指摘でございます。まさしくそういったお考えについてはご意見を賜ればと思います。例えば、ほかの自治体で観光について、しっかりそれは評価の対象とすべきであるということで具体的にご意見をいただいている自治体もございます。そういう形でぜひご意見があればお伺いしたいと思います。

それと、例えば直接の農業被害があるようなところ、現実に被害があるところ、あるいは特定数値が高いところを除くべきであるということのご発言もございました。全体のご説明の中で申し上げていることにつきましては、まず簡単にご理解を賜れるとはなかなか思っているわけではございませんけれども、今回造ります施設につきましては、これまでの保管、あるいはそのままどこかにあるということでは決してなくて、例えば35センチのコンクリートの壁、それと1メートルの土かぶりのある土壌で400万分の1ぐらいの遮へい機能がありますとか、そういったような施設でございます。

また、水等を出さないような施設を造りたいと思っております。そういう意味におきまして、有識者の方々におきまして、そういう施設であるということをご前提として場所を選んでいくといった場合については、今のようなもの、今のような考え方で進めてよいのではないかと。

ただ、そうは言っても、4つの項目以外に別な項目があるかどうか、あるいはその4つの項目の重みづけをどうするかについては、市町村長会議のご意見を承りながら環境省が判断をしてみたいと思っております。

それと環境省がもっともっと、国がもっともっと安全性とかそういうものをPRすべきであるといったご意見も賜りました。そのとおりでと思います。安全だというPRはなかなか取り上げていただけないというのもあるのでございますけれども、いろんなホームページとかは作っておりますけれども、さらにもっとわかりやすい資料を作りながらPRに努めさせていただければと思っております。

秋野政務官：どうぞ。

みなかみ町長：群馬県のみなかみ町でございます。

高崎の市長さんと多分違うことを言うことになると思いますけど、質問は1点です。国有地を基本とするが、これをいつまでも残しているというのは、きちっとした安全施設を造りますという検討が始まる前のときに、人がいないところ、山の中、つまり国有地であって受け入れるという議論そのままに立っているのではないかと。

つまり、先ほどの高崎の市長に差異を持つのは有識者会議、工学の専門家がきちっとしたものを考えていただいていると。二重、三重の安全だということであれば、それを正面切って説明して、生活状況地から離れている必要があるとか水源の近くであってはいい

ないと、そういうことを議論しているというのは、自分の中で二律背反しているからこそ、国民に対する説得力がないのではないかというふうに思います。

質問としては1つにまとめます。国有地を基本とするが、なぜそれがいつまでも残っているのかということで質問させていただきます。

梶原部長：人がいないところとか、そういったような観点の話もなくて、例えばある意味、どういったようなところを造るかといったときに、造れないと意味がないと思います。造れるところに造るというのが第一だと思います。

その段階で、例えば申し上げましたけども、私どもが国有地だけに限定をするということを考えておりませんで、国有地を基本として考えたいのですけれども、ただ、例えば県有地あるいは市有地というものも対象にすべきだというご意見があればご検討したいと思います。

実際に、宮城県及び千葉県におきましては、県有地、公有地等も対象にして選定を進めております。ただ、どこの自治体からも、今のところは民有地という形で、ここを使う、ここを重視して進めるべきであるというご意見までいただいているところはございません。

さらに言うと、千葉県の場合は、国としてこういう形で進めるのはよいけれども、県としてもどういう地域が適切かということについては考え方をまとめて示すというふうな形も言われております。そういう意味では、造るという観点で国有地という一つの出発点として考えているということでありまして、当然ながら皆様方にこの点も考えて進めるべしというようになれば、それも考慮して考えさせていただこうと思います。

みなかみ町長： 1つだけ追加させてください。

通常の公共事業であれば、安くできる場所、地形のよい場所、物理的にそんな強烈に構造物を強化しなくてもできる場所というのが必ず公共投資に付いて歩きますけれども、恐らく環境省さんも、あるいは有識者会議も、そのところは考えずに、きちっと安全なものを造ろうという前提に立ってらっしゃると思います。

今のご説明の造れないところというのは非常に数限られてくるのだというふうに思います。普通の公共投資で造れないところっていうのは、ここは普通のところよりも10倍かかるから、とてもじゃないけど道路出来ないよと、こういうことですがけれども、恐らく造れないところはないという前提でお考えいただいているのではないかとこのように

に思うのですけど。

梶原部長：物理的に造れないところとか、万全を期するために避けたほうがよい地域というのは当然あると思っています。

一つは、私どもは安全だと思っておりますけれども、ただ、地すべりがあるようなところとか危険があるようなところについては避けたほうがよいのは決まっています。ですから、そういったようなものはあらかじめ万全を期するという観点から構造上の対応と同時に、あわせて配慮することがよいものについては避けるべき地域ということで避けている。そういう意味においては、できるということと万全を期する観点から避けたほうがよいということと併せてやっております。

もう一つの考え方といたしましては、ご理解を賜らないとできない、特に本県については保管をしている自治体があるわけございまして、そういう方々のひっ迫をしている保管の状況について早期に解決するという観点からも、できるだけ早く造っていききたいということも社会的な要請であると思っております。そういう観点から見ますと、早くできるということも非常に重要視をしております。

したがいまして、例えば国有林というものを出発点として考えているということでもあります。できるのかできないのかいうと、正確に欠ける表現なので誤解を生む恐れもあるものでありますが、基本としては今のような考え方で進めさせていただいております。特に大規模な施設ができないケース、造らなくても済む自治体におきましては、例えば県有地とか市有地あるいは市町村の土地というものも使わせていただければ、そういったような土地も考慮に入れて進めるということは考えていきたいと思えます。

秋野政務官：よろしいですか。ほかにごございますでしょうか。どうぞ。

安中市長：安中市でございまして、お世話になります。ただいまご説明いただいた資料の2について、発言の意味も含めて伺いをいたしたいと存じます。

まず、4ページで、国は、住民の健康及び環境の担保並びに風評被害について責任を持つ意思表示を文書とするか、その有無についてとすれば、現在の会議において4月19日にご質問をさせていただいたわけでございますが、その対応がその下段にあるわけでございますが、最終処分場の設置に当たり、住民の健康や環境に及ぼす影響の防止、風評被

害の未然防止について国が責任を持って対応していきますと大変前向きにここで書かれておりますね。大変ここは評価する。

それで、ずっと見ていきますと大変ぼやけてくるという書面がありますが、まず第1番として、これについて文書で公印を押した意思表示、文書をいただきたいと思っているのですが、これについてまずお伺いさせていただきますが、いかがお考えなのでしょうか。

梶原部長：前回もこの話この市町村長会議でございました。本件につきましては、まず、最初に申し上げたいことは、放射性物質汚染対処特措法によって国が指定廃棄物の処理を行うことになっております。

これは法律上明記をされていることでございます。したがって、国が責任を持って処理をするということは、法令上も明らかだと思います。

もう一つ、ただ具体的に住民の健康、環境の担保並びに風評被害について責任を持つべしという話がありまして、今回こういう形について責任を持って対応しますという形で書かせていただいております。そういう意味では改めて公印をついた形でお約束をするようなものでもないのかなというふうに思っております。

安中市長：お国のほうはそういう見解、そういう考え方でしょうけども、今議論も出ておりますが、市民、国民の一人一人は大変な不安を持っているわけです。

その不安を解消して適切な処置対応するためには、法律があるのでしたら、そういった公印を押した責任を持つというものが、どうして明解にそういたしますと言うことができないのか。そこのところが大変理解が深まらない要因にもなっている、こういうことです。

それで、10ページの最下段ですね。ずっと見ていきますと、10ページの最下段については最大限尊重していきますと、こういうふう書いてある。明確化、ややもすると、これぼやけているというふうな文言に変わってきている。大変この辺が進まない私は最大の要因になっているのではというふうに私は思っている。このことについてご見解を賜りたいと存じます。

梶原部長：1点目についての公文でという話については、先ほどと繰り返しになりますけれども、法律上私どもの責任になっているということと、今回の資料でお示しをしてみま

して改めて公文でお示しする必然性はないのかなと実は思っております。

10ページに関していえば、これについては先ほどのプロセス、資料の1-1の中で安全性をまず評価をしまして、それで安全性で万全を期する観点から、例えば地すべりとかそういった類いのところは除いていきますというふうに申し上げました。

その次のステップとして、群馬県特有の事項として、例えば自然災害でありますとか貴重な自然、あるいは県下の安心の観点から除外をする必要があるという地域について、この市町村長会議で合意があれば、それについては最大限配慮していきますと。

これは資料1-1の5ページに書いてあるこの(3)でございますけれども、その(3)のことについて、ここに書かせていただいたところでございます。それで最大限尊重するということについては弱くなっているということなのですが、ここについては特に配慮すべき問題として、建設的な方向で合意されれば最大限配慮するというところでございます。

最大限配慮するということについては、ただ弱いというふうにもおっしゃられたのですが、必ずしも弱いと思っているわけではございませんで、ちょっとそういう意味ではご意見の、今からちゃんとリアクションとれているかどうかよくわかりませんが、対応させていただくということでございます。

安中市長：法律できちっと担保するのでしたら、公文書で公印を押したものが出せないというのがですね、大変、我々がそれぞれの市町村に帰って説明が、説得力も持たないことになってくるわけでありまして。

前回申し上げたのですが、法律には抜け道がございますから、そういったきちっとした公文書で公印を押した責任ある方が担保するということは、まず今、大変お国のほうでもご苦労いただいていることの処理にスピード感が増してくる、私はこういうふうに思っております、ただいまのご説明では、市民の皆様にも説得をもって説明をするということにはほど遠いというふうに私は思っております。以上です。

井上副大臣：これ1点目も2点目もそうなのですが、やはり例えば健康被害であったり風評被害だったりということで、そのものが生じないように我々が責任を持つというのは、これはもう間違いなくお約束をしたいと思っております。

ただ、法律のほうで既にかかれていたということでもありますから、むしろ少し、これ

からまた市町村長さんにいろいろ意見を出していただいて、ある程度具体的な中身の内容になった段階でそれについてはきちんとお約束をさせていただくということで、公文書の話なども含めて考えさせていただきたいと思います。

2点目につきましても、やはり地域特有の要件として、ぜひいろいろご議論をいただきたいと思っております。ただ、そのご議論の結果、この市町村長会議で具体的に何について地域の要件として考慮するかということ、ちょっとまだ出てきてない段階なものですから、あくまで最大限尊重するという表現にとどまっておりますので、出てきた段階で、きちんとそれを受けとめて検討させてもらって、それはしっかり要件として入れますというお答えができると思いますので、ちょっとその議論の推移を見ながらということとさせていただきたいと思っております。

秋野政務官：よろしいでしょうか。どうぞ。

安中市長：これだけ緊迫して市民の皆さんはいつ、どこへ処理処置をするのだという、大変心配を理解しているわけであります。

これまで3. 11が発生してから、もう2年有余経過しているわけですから、もう軽率なそういったお国の対応というものは、私はもっとスピード感を持ってご判断されることが、こういった今お国のほうでもご苦労いただいている、また抱えている関係自治体も大変悩んでいる。そういうものに安心感を持って市民の皆さんにきっちり説明できる、そして理解を求められる、そういった環境と英断が、私はもう時間が相当かかっていると、こういうふうにいるところであります。ぜひ、お国のほうではまだまだ時間は浅いと受けとめているかもしれませんが、もっとスピード感を持ったご判断を賜ればありがたいと思います。

秋野政務官：ほかにございますでしょうか。

前橋市長：前橋市でございます。

前回も私どもがご説明を受けたときに多少曖昧でありました、危険な自然環境であろうとか、いずれにすべきというお話が今回のご提示の中でかなり細かく説明を受けて、前進している、理解が深まったと私たちは考えております。

その中で、前回申し上げましたように、震災瓦れきの受け入れをした経験からも、大
体市民の人たちがおびえるような、非科学的なことでおびえるところがございますので、
これに加えて、では市民の説明をどうするのかというそのアクションの部分を改めてまた
検討を深めていただければありがたいなとお願いをします。

最後に、高崎市長も申し上げましたとおり、こういう外見的な自然環境の条件、かな
り絞り込めた形での安全性の地すべり、あるいは自然公園に指定されているということで、
我々も絞り込めた形が今回把握できましたのでありがたいと存じます。

それに加えて二次的な条件である現時点での保管量につきましては、この状況では、
やっぱり私も少し切り離してお考えいただいたほうがありがたいなと、これはもう要望で
ございます。前橋市としての考え方は以上です。

秋野政務官：ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

では、少し整理をしていきたいと思えますけども、この選定の手順の進め方につつま
して、安全の観点から地域に配慮すべき事項について、そして安心の観点からという、こ
ういった流れで選定を行っていくことについては、これでよろしいでしょうか。

この安全につきましては、地すべりのといったようなところは除くといったようなご
提案をこのたびさせていただきましたけども、資料1の2の2番のところ、

(ちょっとゆっくりやってください、ゆっくり。)

秋野政務官：資料の1-1の中身は、資料の1-1のところでございますが、

(最初からお願いします、最初から。)

秋野政務官：一番最初にお諮りさせていただきましたのは、この資料1-1に大体基づい
て、まずは安全の観点から、それから地域に配慮すべき事項について、それから安心等の
評価項目に基づいて、この順番で選定を行わせていただくということ、この流れは大体よ
ろしいでしょうか。

桐生副市長：それはだめですよ。安心等の地域の理解を得られる選定で評価項目、評価基

準はおかしいと言っているのです。それに対して議論して、まず解決して進んでください。

秋野政務官：中身につきましては、これから私ども持ち帰って検討しなくてはならないこともありましょうし、これからまた追加的なご意見等もあるかということではありますが、まず中身は、今申し上げましたのは、一番最初に安全の観点から除外をさせていただく。

そして地域特性、この群馬県特有の事項について検討を加えさせていただく。最後に安心の観点から選定を行うという、この順序自体についてお諮りをさせていただきました。

今3つ申し上げましたけども、例えばその次の安全の観点、安全の評価事項、例えば自然災害を考慮して、資料1-1で言いますと9ページのところにありますけども、こういった項目でまず安全の観点から絞り込みをさせていただくということにつきましてご意見を賜りたいと思います。安心の観点は高崎市長さんからもさっきご指摘がありました。これちょっと私どもは受けとめなくてはならないと思っています。どうぞ。

藤岡市長：今、政務官のお話を聞いていると、こうやってきて、ここでみんな受けるのですねと言われているような気がするのですけども。

秋野政務官：選定の方法につきまして、市町村長の皆様方の合意のもと、こちらの選定を進めたいと考えておりますので、その選び方につきましてご協議をいただきたいと思っています。

藤岡市長：すみません、では選ばれるっていうか、あなたのところですよって言われたらば、受けるのですねっていうことを、今言われているのですよ。

秋野政務官：そういう意味では、さまざまな加えるべきこと、落とすべきことがありましたら、どうかご意見を賜りたいと思います。どうぞ。

渋川市長：渋川市ですけども、渋川市の事例ですけども、しいたけ関係の方で実害がでてきております。農産物で相当実害が出てきて、これ補償問題になって当然やっておりますけども、これも大変実害が出ております。

それと、やはり高崎市長さんが言うように、除染区域もまだある。これ除染指定地域

があります。ですから今、政務官言っているように早くしたいというときには、除染もしてないところにでも造るかということになったときに、住民理解ができるかどうかということになると、相当無理があるということをご理解していただかないと、相当、来たとき決定したときの反対運動はもの凄く出てしまうということを我々は心配をしております。

それは、ぜひしっかり議論していただいて、それなりの段階を踏まないと、まだまだ除染もしてないし、風評被害も出ておりますし、そういう状況でございますので、そこでもう、先ほど高崎市長さんが言いました農業団体と、農業の現場で働いている人たちとか畜産関係でも被害が出ました。そういうことも十分な配慮をしないと、地域に持って来ただけに相当の拒否反応も出ておりますので、それは十分な配慮をしていただかないとこれはなかなか難しくなると、住民の理解が得られないというのがございますので、ぜひご理解をいただきたいなと思います。

秋野政務官：どうぞ。

桐生副市長：桐生市ですけども、代理で出席させていただきましたが、確かに桐生も除染重点地域に指定された地域、それから瓦れきを今受け入れている。そういった中で、市民からするとなぜ桐生はそんなにという市民感情があるわけですね。

そして市町村長会議で合意いただいた場合は最大限尊重ということは、市町村長が決めてきたというような感じになるのですよね。これ、幾ら国が責任を持つといっても、この表現がある以上、この会議の中で決められた、それで手順に従ったら、それはおまえたちが決めてきたんだよということにつながりかねないので、これは大変な議論だなというふうにも思っているわけです。

そして、市民から言わせると、そういったものを受けても何の桐生に対する恩恵はないじゃないかと。我々は損得じゃないよといって説明しているのですが、市民にすると、どうしてもそこへ議論が行く。だからといって、じゃあ、これをそういったもので逆に手厚くされたから受け入れるのだという、それでなくても今あの地域はということで、その地域でできたものは買っていただけないような、そういう状態なのですね。

ですから、地域でできるだけ協力して、そういうものを使おうよという形でやっている、ここら辺をぜひ、大変難しいことですが、これも一つ最大限考えていただければなというふうに思います。

梶原部長：ちょっと誤解が生じるといけないので、私の説明がちょっと下手くそだったのかもしれませんが、最大限尊重するというフレーズのところでございますが、あれは例えばAとかBとかCとかいう、地すべりとかいろんなものは抜きますよと申し上げました。そういうところには、造りませんと申し上げました。それだけではなくて、最大限のところはそれに加えて抜くべきところがありますか。ただ抜くべきところもありますかということをお聞きしたい。

例えば宮城県なんかでは観光の地域の大規模な観光地では抜いてくださいというご意見が大体一致してきております。そういったような抜くべきところとして使用する、例えば、建設的な方向でと、資料の1-1の5ページを見ていただきたいのですが、建設的な方向で合意されればということなのですが、例えば、それぞれの市町村の方々がここは除くべきだというものを、全部の方が1つずつ言ったらどうなるかという問題もありますのでけれども、そういう意味で、例えば県全土として、ここはやっぱり県民としては絶対に譲れないという合意ができるようなところがあるならば、それは当然排除するのは当たり前だと、それは抜くべきところという形で考えていくということでございます。

ですから、最大限の配慮をするというところを書いてあるから、実は自分たちがオーケーをしたということではなく、むしろ抜く方向としてという話だと思います。

第2点目、これは先ほどから申し上げていますがけれども、市町村長の方々のご意見、ご審議を賜って環境省として有識者会議の方々に諮りながら、最終的に決定をしていくつもりでおります。ただ、ご意見は十分に賜っておかないと、ということでもあります。これでA点、B点、C点を追加しろという議論もあります。

例えばA点、B点、C点を追加しろという話について皆様方が、ああそうだねと皆様でご確認をいただけるというものであるならば、そういうことは対応させていただきたい。特に安心という点につきまして、安心という項目につきましては、そういったような形で、例えば項目、これで足りるかどうか、あるいは項目間の重みづけが必要かどうかといったようなこともご議論を賜ればと思っております。いずれにしても国が責任を持って決めるということは、そのとおりでございます。

秋野政務官：どうぞ。

桐生副市長：最大限尊重はちょっと申しわけなかったのですけれども、要するに自分の言いたいところは、先ほど高崎市長さんが言われたように、既に被害を受けているところにまたさらにそういった風評的なものを加算されるようなことは避けていただきたい。

桐生とすればそういうことなのです。そういうことで、じゃあ一つ最大限考慮いただけるのであれば、そういうものを加えていただけるとありがたいということです。

前橋市長：基本的には、これは国が法で定められたと。この特措法によるところの管理廃棄物です。国が国の責任でおやりになる、当然だろうと思います。こうして議論をしていただいたのも、栃木県の矢板のように唐突に、我々が何の関与もしないで決められるのはおかしいというそういう中で、国がこういう手続をしてくださっているわけです。

そして私は、まず、富岡市長もできるだけ二次的な特管の廃棄物量はカウントしないでほしいという要望を伝えていました。2つ目は、できるだけ科学的な知識を有した住民に対する説明も資料には書いてございますでしょうけど、どうぞお願いしますという、そういう要望をお伝えされている。皆さん方がそれでお伝えしたわけですから、それに基づいて国としての責任の中で判断するというのを、これ認めるというかお願いするしかないのだろうと私は考えますけれども、すごく普通に考えるとそう考えていますけれども、以上です。

秋野政務官：さまざまご提案をいただいておりますが、例えば出荷停止が行われているようなところは外してはどうか、あるいは除染がまだ行われていないようなところは外してはどうか。

損得の兼ね合いのという表現での提案もございましたけども、恐らく安心の観点あるいは群馬県特有の観点というところのほうですから、ここにつきましては、私どももしっかりもう1回検討して、きょう市町村長会のご意見に対する回答としまして資料2のほうで説明をさせていただきましたように、説明の仕方はどうするのかといったようなことにつきましても、私ども改めて有識者会議に諮りながらご説明をさせていただきたいと思っておりますけども、少なくとも、この安全の観点からの評価というのはいかがでしょうか。

地すべりとか土石流が起こりやすいところ、洪水が起こりやすいところ、こういったところは外すような形でまずは第一段階として選定を、手続を進めてまいりたいということにつきましてご意見をいただけますでしょうか。ここから先は私ども、きょう持ち帰ら

なくてはならないかと考えております。よろしいでしょうか。どうぞ。

高崎市長：自然環境のあれだとか地すべりがないところなのは当然ですよ。だから、それは当然のことは当然のこととして結構ですけど。それはパックでやることですよね。

こういう我々さっきから、私だけじゃなくて皆さんの言ったことは、やっぱりこの資料1-1に入っていくとか見なければ意見を進めてもらうのは賛成したいですよ。だけど、最初から安全の、地すべりがないとか津波がありそうなところに、私ども常識の世界で、それはそうでしょう。それはそれで検討を進めていただいて結構だと思いますけどね。

でも、安全のほうを先にやって全部整理しなくちゃ、次は次だ、そういうことではならないのではないか。全体で考える必要があるのですね。ただ、全部お示しいたげてね、共通理解ができるという話じゃないのですか。

大澤知事：高崎市長の今の意見ですけど、この後また各県のこういう市町村長会議のそれぞれの意見をみんな持ち寄って、有識者会議でさらに議論を深めてもらって、また次の段階に行くわけですけど、今日このときに、それぞれの市町村長さんがこの資料を見て、これを入れろとかそういう議論をしないと、前橋の市長が言ったけど、何ら議論をしないうちに栃木県みたいにぼんと指定されたのでは、市町村長の意見がちっとも組み入れられてない。

それがために今、国として順番として市町村長会議を積み上げて、その後有識者会議を積み上げて、また市町村長さんにこれをつって有識者会議の結論を発表して積み上げていこうとしているものですから、市町村長さんの中で、この資料にもっとこういうものを、指摘事項があったら言っていただければありがたいということじゃないでしょうかね。

秋野政務官：どうぞ。

沼田市長：実際問題として、ここでぱっと出て、そしてこれを入れろとか入れたくないとか、こういうのはちょっと発言ができないと思いますよ。

だって、お互いにこのような利害関係が対立するわけだから、本当に客観的なことなんだ。となると、やっぱり、これは一つの今、館林の副市長は私に、館林市の市長がこう言ってましたがということをおっしゃられた。

私もちょっと、そういうふうに思ったのであえて申し上げますが、これが例えば市長会なら市長会、あるいは町村会なら町村会のほうで、やっぱりこれをさらに意見交換をする場面を踏まえなければ、ここでいろいろと館林の市長と安中の市長がご発言されていること、高崎の市長が発言していること、みなかみ町長が発言されること、申し訳ないけども、前橋の市長が発言されること、よく客観的に冷静に見て、そんなに整合する場面ってないことを言っているかもしれないよ。

余りあれだからあれだけでも、ちょっと、いや、違うんだニュアンスが。本当に。ほんと今、藤岡の市長の質問に対してご答弁なかったでしょう。うんうんなんてうなずいたきりで、だからそういうことだから、私はやっぱり、たまたま館林の市長の代理の方が言ってくれたので、そんなふうに思いました。

秋野政務官：他県におきましても、市長会、町村長会でご審議をいただいている県もごさいますけども、群馬県につきましては取りまとめていただく、あるいは意見交換をしていただくことがあるというなら私もご説明はさせていただく要請があれば、ぜひ伺いたいと思っています。

梶原部長：ちょっと事務方の発言になるのですがけれども、具体的に場所を選定していく場合、例えばいろんな要件があります。例えば安全の観点から絞り込んで初めてその先のものにも行ける。

つまり最初に全体の流れについてというふうに政務官から申し上げたのですが、例えば安全というものを先ほど重視して将来を見ていく。安心というものと絶対的に安全みたいな考え方を重視して、それから地域のことを考えながら、さらに絞り込みをどんどんしていくという、こういう流れでいかないと、作業自体がなかなかできないものだから、それこそご理解を賜りたいと思っております。もちろん国も、どんどんどんご意見を賜りながら、私どもとしては調整をしていきたいと思っておりますけれども、基本的な流れ、それと安全というものにつきましての考え方というのは大きくは地域によって違うということはないと思っております、その辺についてもご理解を賜れば大変ありがたいというふうに思っています。

大澤知事：沼田の星野さん。今、意見があって、私も同調するところがあるのですが、

やはり環境省がいないところで、この資料を各市町村がしっかり見て、例えば市長会だ、町村会だって1回議論して、自由に議論してやってから、こっちに意見言うっていうのがステップとして良いかなという感じが今、したのだけれど、これを35人でやってもなかなか言いたいこともざっくばらんに言えないという雰囲気もありますから、ただ、基本的にこれは国がすべきことですよ。

だから、やはり国が勝手にやられる前に市町村としてしっかりとした意見を国のほうにしっかりと要望するというのを踏まえたほうが良いと思っているのですけど。

沼田市長：実はね、きょう、清水さんがいないので、私もやや遠慮して言っているわけです。

やっぱり会長のご判断が大事なので、高崎の市長は私にちょっと相づち打っていたので、私は知事が今言っていただいたことは大変結構なことだと思っておりまして、そういう意味では、やはりこれだけのメンバーがいて、しかも外にはマスコミがこうしてあそこにいるわけで。だから、それはやっぱりなかなか難しいと思いますよ。現実にはそこは落ちちやうのだけでも、こういう大局のところはあれかもしれませんけど、個別に入れば利害関係が衝突してくるわけで、これはもう協議レベルのことがあると思います。したがって、私は知事のご提案に賛成をいたしたいと思います。

太田副市長：皆さん総意のようですので、よく会長に話をしてみます。

大澤知事：今提案があって、市長会のほうも町村会のほうもどうですか。

(異議なし)

大澤知事：1回町村会、市長会で議論して、また市長会と町村会であわせて議論して、これをつなげたものの方がいいと思いますね。ちょっと時間がかかるかもしれませんが。

井上副大臣：ありがとうございました。私ども国が責任を持ってすることなものですから、こういう形で会議を主催させていただいておりますけれども、市町村長さんが自発的に、独自にそういった会議をやっていただいで議論を深めていただくということであれば大変

ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大澤知事：できれば、そのときに必要があれば説明員を派遣していただくということでお願いできればと思います。

井上副大臣：はい、それは承ります。

秋野政務官：それでは、ほかに何かご意見ございますでしょうか。

事務局：では、事務局からのお願いでございますが、本日会議の場でまだ意見や発言等が十分行えなかったということで、追加的なご意見がございましたら、県の方でとりまとめをお願いしたいということで、目途としまして7月12日まで意見を県の環境森林部廃棄物リサイクル課までお願いします。

大澤知事：だめだよ。事務的なことをやっては。まず市長さんと、町村会がやって、そしていろいろ議論して積み上げたものをいただく。もう会議の日程をつめてやってくれるから、その結論をもって順番として。

事務局：はい、わかりました。

秋野政務官：それでは、これで議事を終了したいと思います。本日は第2回群馬県市町村長会議を終わります。ありがとうございました。

(ありがとうございました)